

# 中泊町農業委員会会議録

平成30年4月10日

中泊町農業委員会

平成30年度 中泊町農業委員会 4月定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月10日（火） 15時00分～16時30分

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1、2

3. 出席委員（14人）

会 長	15番			
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
	3番	工藤 輝雄	4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員（1人）

委 員	15番	松坂 龍美		
委 員				

5. 議事日程

- 第1 仮議長の選任について
- 第2 仮議席の指定について
- 第3 会期の決定について
- 第4 議事録署名委員の指名について
- 第5 中泊町農業委員会会長の互選について
- 第6 会長職務代理者の互選について
- 第7 議席の決定について
- 第8 【報告】

- 報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について
- 報告第2号 農地使用貸借の合意解約通知書について
- 報告第3号 農地等の利用状況報告について
- 報告第4号 農地所有適格法人の報告について
- 報告第5号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第9 【議案】

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第3号 中泊町農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について

報告・協議事項

- (1) 業務予定
- (2) その他



【なしの声あり】

それではお諮りいたします。松坂龍美委員を会長に決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、松坂龍美委員を会長に決定いたしました。

次に 日程第6 会長職務代理者の互選を行います。  
互選の方法について、どのような方法が良いかお諮りいたします。

【委員から推薦の声あり】

ただいま、推薦とのご発言がありましたが、推薦により決定してもよろしいですか。

【異議なしの声あり】

ご異議ないようですので、推薦により決定することにいたします。どなたか、ご推薦をお願いします。

外崎 満幸  
委員

はい。仮議席2番の外崎満幸であります。 私からは、前職務代理者でありました松田耕司委員をご推薦いたします。

事務局

ただいま、仮議席2番外崎満幸委員より松田耕司委員を会長職務代理者に推薦する旨のご発言がありましたが、他にございませんか。

【なしの声あり】

それではお諮りいたします。松田耕司委員を会長職務代理者に決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、松田耕司委員を会長職務代理者に決定いたしました。  
それでは早速、松田委員に就任のごあいさつをお願いいたします。

松田職務代  
理者

会長職務代理者松田耕司委員より就任の挨拶あり

〈内容省略〉

事務局

それでは以後の議事進行につきましては、会長職務代理者の松田委員をお願いしたいと存じます。

議長(松田職  
務代理者)

会長不在のため私、松田が議事の進行を努めさせていただきます。よろしくお願いたします。  
それでは日程第7、中泊町農業委員会規則第6条第1項の規定に基づき、抽選により議席の決定を行います。

〈抽選の結果、以下のとおり決定した〉

1 番澤田健吾、2 番大川勝仁、3 番工藤輝雄、4 番葛西誠、5 番青山邦栄、6 番藤田次男、7 番小野美恵子、8 番瓜田益子、9 番坂本朝彦、10 番成田誠、11 番外崎満幸、12 番神良一、13 番木村巧、14 番松田耕司、15 番松坂龍美

議長

抽選により、ごらんのように議席が決定いたしました。今後3年間よろしく願いいたします。

〈これより、4月定例会の議案審議に入る〉

議長(松田職務代理者)

それでは、議案等の審議に入ります。日程第8、報告第1号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第1号

事務局

4ページをお開き下さい。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。  
平成30年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の賃貸借の合意解約は、3件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告1号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので、報告第2号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第2号

事務局

11ページをお開き下さい。報告第2号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。  
平成30年4月10日提出 中泊町農業委員会会長

今月の農地使用貸借合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧いただきたいと思っております。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第2号について何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長

ないようですので、報告第3号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第3号

事務局

17ページをお開き下さい。報告第3号「農地等の利用状況報告について」農業経営基盤強化促進法第18条第3項の許可を受けた農地(採草地)について、次のとおり報告する。

平成30年4月10日提出 中泊町農業委員会会長

平成30年3月30日付けで、別紙記載の一般法人より当委員会会長宛てに農地等の利用状況報告書の提出がありました。本件については、許可の条件として周辺農地との農業上の利用に悪影響を与えないこと、地域の農業における他の農業者との役割分担の状況などが許可の条件となっております。

このたび提出のあった報告書の内容及び現地の状況等を調査確認したところ、本報告書に記載のとおり近隣農業者とのトラブルもなく、かつ適正に耕作されていることを確認しましたのでご報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第3号について、何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

無いようですので、報告第4号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第4号

事務局

19ページをお開き下さい。報告第4号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について、次のとおり報告する。

平成30年4月10日提出 中泊町農業委員会会長

農地所有適格法人については、農地法に基づき、事業決算後に、法人の形態、事業内容、構成員、役員などが記載された書類を農業委員会に提出しなければならないこととなっております。提出書類を審査したところ、すべての要件を満たしていることをご報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第4号について、何かご意見等ございませんか。

(意見無し)

議長

無いようですので、報告第5号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第5号

事務局

22ページをお開き下さい。報告第5号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成30年3月実施分)の結果について、次のとおり報告する。

平成30年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。3月分の農地移動あっせん申し出は1件ございましたが、売渡申請者があっせん委員会の前日に亡くなっており、不成立となっております。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第5号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 25ページをお開き下さい。議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。平成30年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第1号については、4月2日私と松坂委員そして事務局職員とで現地調査を行いましたので、私からご報告いたします。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。

以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号1番の1件ございました。内訳は、売買が1件です。

受付番号1番は、尾別字湯島地内の1筆の田、253平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま。

受付番号1番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第2号

議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

28ページをお開き下さい。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成30年4月10日提出 中泊町農業委員会会長

議 長

議案第2号についても去る4月2日、私と松坂委員そして事務局職員とで現地調査を行いましたので、私からご報告いたします。

本議案の農地法第5条の転用許可申請が1件ございました。

申請地は薄市地区の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

議 長

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

29ページをお開き下さい。

それではご説明いたします。

受付番号1番は、薄市地域の花持地内の2筆の一部分の田で面積は48.01㎡です。

転用目的は、風力発電所建設に伴う風力発電設備輸送作業用地として(5月1日から9か月間)利用することです。

周辺の農地等への支障については、本転用による汚水は発生せず、雨水は、沈砂池に集水後、上水を排水路に流し、のり面については、むしろを張るなどして、濁水の流出による被害を未然に防止する等のことから問題ないものと認められます。

許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のAの(イ)のC」で農用地区域内農地であります。当該農地は原則として許可できない農地であります。が、不許可の例外として、仮設工作物の設置その他一時的な利用(3年以内)である場合許可できることとなっております。よって許可相当と認められます。

議 長

ありがとうございました。

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】



異議がないようですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に議案第3号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

33ページをお開き下さい。議案第3号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」  
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があった  
ので決定を求める。平成30年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成30年4月4日付け中農  
政第7号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意  
見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

36ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が12件です。内訳は公益社団法人  
あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が12件となっています。

受付番号1番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、豊岡字三笠の農地2筆、地目は田、面積は8,342㎡です。売買価格は325.3万  
円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております

受付番号2番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、薄市字花持の農地2筆、地目は田、面積は5,843㎡です。売買価格は116.8万  
円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

受付番号3番は、あおもり農林業支援センターの認定農業者への売渡です。  
関係農地は、田茂木字若宮と鳴見の農地3筆、地目は田、面積は9,326㎡です。売買価格は  
279.7万円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

受付番号4番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は6,384㎡です。売買価格は191.5  
万円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

受付番号5番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、田茂木字若宮と豊岡字若松の農地4筆、地目は田、面積は14,502㎡です。売  
買価格は637.1万円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

受付番号6番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、中里字宮川と宮川字種取と霞の農地3筆、地目は田、面積は9,722㎡です。売  
買価格は276万円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

受付番号7番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、豊島字千鳥の農地9筆、地目は田、面積は15,757㎡です。売買価格は630万円  
です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

受付番号8番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は7,556㎡です。売買価格は100万円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

受付番号9番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、中里字平山の農地1筆、地目は田、面積は4,614㎡です。売買価格は138.4万円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

受付番号10番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は9,989㎡です。売買価格は210万円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

受付番号11番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、薄市字花持の農地6筆、地目は田、面積は8,301㎡です。売買価格は210万円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

受付番号12番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地3筆、地目は田、面積は10,121㎡です。売買価格は250万円です。対価の支払い期限は平成30年4月26日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

## 事務局

67ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が7件、再設定が15件で面積は再設定、新規合わせて169,392平方メートルです。

受付番号1番は再設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」2,585平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号2番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の11筆の「田」8,777平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号3番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」20,012平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号4番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の9筆の「田」10,572平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号5番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか2筆の「田」9,180平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号6番は再設定で、設定する農地は宮野沢地内の9筆「田」11,974平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり2,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号7番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,611平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号8番も再設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の「田」13,491平方メートルです。期間は2年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号9番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地域の3筆の「田」3,993平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

事務局

受付番号10番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」12,612平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号11番も再設定で、設定する農地は薄市地内の3筆の「田と畑」9,648平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号12番も再設定で、設定する農地は豊岡地内の7筆の「田」7,328平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号13番も再設定で、設定する農地は豊岡地内の1筆の「田」1,202平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号14番も再設定で、設定する農地は深郷田地内の5筆の「田」8,361平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号15番も再設定で、設定する農地は深郷田地内の1筆の「田」11,129平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号16番も再設定で、設定する農地は大沢内地内の4筆の「田」3,930平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり35,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号17番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」8,269平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号18番は新規の設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」2,998平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号19番も再設定で、設定する農地は高根地内の2筆の「田」4,235平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

事務局

受付番号20番は新規の設定で、設定する農地は八幡地内の1筆の「田」3,128平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号21番も新規の設定で、設定する農地は今泉地内の1筆の「田」2,657平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号22番も新規の設定で、設定する農地は今泉地内の5筆の「田」9,700平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

続いて80ページをお開きください、農地中間管理機構の借入れ1件で、設定する面積が9,739平方メートルです。 それでは順次ご説明します。

受付番号1番は新規の設定で、設定する農地は今泉地内の7筆の「田」9,739平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第4号

議 長 次に、議案第4号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局

本議案の朗読の前に、下限面積(別段の面積)について若干ご説明させていただきます。平成21年施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」(農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積(別段の面積)の設定について議案第3号により提案するものであります。

83ページをお開き下さい。議案第3号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」農地法施行規則第20条第2項の規定により別段面積について、別紙のとおり定めたいので中泊町農業委員会の審議に附す。

平成30年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

中泊町のうち、平成17年3月27日現在における旧小泊村の別段面積を10アールとする。

その設定理由として、当該地域は、農業従事者の高齢化や後継者不足が著しく、かつ、周辺に規模拡大を希望する農家が少ないことなどから、新規就農を促進し農地の有効利用を図るため地域の実情を考慮し設定するものであります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑にはいりません。

議 長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、平成30年度中泊町農業委員会4月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年4月10日

農業委員会  
会長職務代理  
者

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_